平成２９年（フ）第１９４５号
大阪府寝屋川市池田新町３番11―404号
債務者　高原　　力
1　決定年月日時　平成29年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月６日まで
　大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２２０８号
大阪府門真市本町23番22号　光陽ハイツ303号
債務者　中村　廣志
1　決定年月日時　平成29年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月６日まで
　大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２５３９号
大阪市住之江区新北島６丁目１番５―1007号
債務者　川ノ上新吾
1　決定年月日時　平成29年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月６日まで
　大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２５４８号
大阪府守口市土居町６番21号
債務者　佐々木準次
1　決定年月日時　平成29年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月６日まで
　大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２６４９号
大阪府高槻市牧田町６番20―106号
債務者　寺田　宏司
1　決定年月日時　平成29年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月６日まで
　大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２７６６号
大阪市西成区千本北２丁目32番19号　カモンコート岸里　Ａ―15
債務者　多々見哲也
1　決定年月日時　平成29年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月６日まで
　大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２７９８号
大阪府枚方市宗谷２丁目７番７号
債務者　岡本　千秋
1　決定年月日時　平成29年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月６日まで
　大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２８００号
大阪市浪速区日本橋５丁目16番５―202号
債務者　関下　康司
1　決定年月日時　平成29年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月６日まで
　大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２８２０号
大阪市旭区生江１丁目10番４号　シンフォニアマキ　302号室
債務者　中村喜久子
1　決定年月日時　平成29年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月６日まで
　大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２８６３号
大阪市鶴見区鶴見３丁目５番２―1402号
債務者　澤村　國子
1　決定年月日時　平成29年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月６日まで
　大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２９１６号
大阪府豊中市稲津町１丁目４番８号
債務者　新城　好美
1　決定年月日時　平成29年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月６日まで
　大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５３７号
堺市北区金岡町2037番地１　メゾンＭ305号室、前住所堺市東区野尻町381番地３
債務者　川田　芳子
1　決定年月日時　平成29年７月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月６日まで
　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第５６０号
大阪府大阪狭山市今熊７丁目189番地の１　Ｂ―808号室
債務者　川向美也子
1　決定年月日時　平成29年７月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月６日まで
　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第１３５号
高知市本宮町250番地８　鏡川橋ハイツ201号
債務者　三橋　佳代
1　決定年月日時　平成29年７月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月６日まで
　高知地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第１４９号
高知県吾川郡いの町勝賀瀬637番地１
債務者　濵田　孝信
1　決定年月日時　平成29年７月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月６日まで
　高知地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第５８号
長崎県諫早市福田町3116番地１　県住Ｄ２棟201号
債務者　田川えり子
1　決定年月日時　平成29年７月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月６日まで
　長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２９年（フ）第２８２号
北九州市若松区高須南４丁目３番10―503号
債務者　田村　　勇
1　決定年月日時　平成29年７月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月28日まで
　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第２８３号
北九州市若松区高須南４丁目３番10―503号
債務者　田村　正人
1　決定年月日時　平成29年７月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月28日まで
　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部